

第1問 答案用紙<1> (租税法)

問題1

問1

A社が供与した2,000万円の賄賂は、A社の平成27事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない（法法55⑤）。

問2

PがA社から与えられた新株予約権をA社に譲渡したときは、譲渡対価100万円からその新株予約権の取得価額0円を控除した金額は、PがA社の役員であり続けることを条件としていることから、A社が支払をする給与等の収入金額とみなされる（所法41の2）。よって、Pの平成27年分の所得税の確定申告上、給与所得として課税される。

問3

火災による建築用機械の著しい損傷について計上した評価損は、損金経理を行っており、計上額は評価換えの直前の帳簿価額1,000万円と平成27事業年度終了時における価額との差額に達するまでの範囲内である。よって、当該評価損はA社の平成27事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される（法法33②）。

問4

固定資産税の還付金は、別段の定めである法人税等の還付金の規定（法法26）の適用対象ではない。そのため、資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額として、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入される（法法22②）。

第 1 問 答案用紙< 2 > (租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法70条
②	×	法人税法50条1項
		Pの乙土地の保有期間が1年未満のため固定資産の交換の圧縮記帳の適用
		はなく、帳簿価額を減額した金額は損金の額に算入されない。
③	○	法人税法4条の6
④	×	消費税法4条1項、5項
		法人が資産をその役員に対して贈与した場合における当該贈与は、事業と
		して対価を得て行われた資産の譲渡とみされ、消費税が課される。
⑤	○	所得税法9条1項15号

第2問 答案用紙<1>

(租税法)

問題 1

問 1

(単位：円)

I 法人税額の計算

当期純利益の額

665,260,745

	加算すべき金額	減算すべき金額
(受取利息及び配当金等について)		
・内国法人株式等		
関連法人株式等について	, , 0	, 1,600,000
非支配目的株式等について	, ,	, 340,000
上記以外の株式等について	, ,	500,000
・外国法人株式等		
X社株式について	, ,	7,600,000
Y社株式について	, , 0	, ,
(減価償却について)		
4. 減価償却についての資料 (1)		
事務所 a	33,575,000	, ,
パソコン b	, 60,000	, ,
複写機 c	, 120,000	, ,
4. 減価償却についての資料 (2)		
特定生産性向上設備等(機械 d)	20,000,000	
で損金経理した減価償却の額		
(役員給与について)		
取締役 A の役員給与について	1,300,000	, ,
(交際費等について)		
6. 交際費等についての資料		
(1) の交際費等の損金不算入額	10,600,000	, ,
(2) の交際費等について		
交際費等の損金不算入額	, 325,000	, ,
仮払金の調整額	, ,	400,000

第 2 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課等について)		
<u>7. 租税公課等についての資料</u>		
(1) に対応する税務処理	, ,	67,930,300
(2) に対応する税務処理	971,157	, ,
(3) に対応する税務処理	2,225,000	, ,
(4) に対応する税務処理	289,700,600	, ,
(5) に対応する税務処理	, 600,000	, ,
(海外子会社との取引について)		
固定資産売却について	, , 0	, ,
(前期の法人税の申告について)		
前期売上計上漏れ	, ,	2,000,000
前期売上原価計上漏れ	1,800,000	, ,
(その他申告調整)
(法人税額の計算)		
所得金額	900,000,000	
法人税額	XXX,XXX,XXX	
特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	941,157	
外国税額控除額	580,770	
中間申告法人税額	XXX,XXX,XXX	
納付すべき法人税額	73,328,000	
	(百円未満切捨て)	

第 2 問 答案用紙< 3 >

(租 税 法)

II 期末利益積立金額及び期末資本金等の額の計算の一部

期末利益積立金額の計算					
区 分	期首現在 利益積立金額	当 期 の 増 減		期末利益積立金 額 ①－②＋③	
		減	増		
	①	②	③	④	
	円	略		円	
資本金等の額 (みなし配当に関するもの)	0				, △800,000

期末資本金等の額の計算					
区 分	期首現在 資本金等の額	当 期 の 増 減		期末資本金等の 額 ①－②＋③	
		減	増		
	①	②	③	④	
資本金又は出資金	400,000,000円	略		400,000,000円	
自己株式 (純資産の部にマイナス表示されたもの)	0				△10,800,000
利益積立金額 (みなし配当に関するもの)	0				800,000

第 2 問 答案用紙< 4 >
(租 税 法)

問 2

〔問〕

1. 特定同族会社の判定割合

55.5 %

(小数点第 1 位未満切捨て)
(例：65.27%の場合、65.2%)

〔問〕

2. 当期留保金額

172,805,400 円

〔問〕

3. 課税留保金額

74,058,000 円

(千円未満切捨て)

第2問 答案用紙<6>

(租税法)

問題3

(単位：円)

問1

〔問〕1. 課税売上割合の計算

(1) 課税売上額	4,820,000,000
(2) 免税売上額	450,000,000
(3) 非課税売上額(有価証券等の譲渡対価の額は特例適用後)	, 108,250,000
(4) 課税売上割合(分数)	$\frac{5,270,000,000}{5,378,250,000}$

〔問〕2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

(1) 課税仕入れに係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 にのみ要するもの	, 260,952,300
(2) 課税仕入れに係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等 にのみ要するもの	, , 113,400
(3) 課税仕入れに係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	, , 630,000

〔問〕3. 課税標準額に対する消費税額

, 303,660,000

〔問〕4. 納付すべき消費税額の計算

(1) 控除対象仕入税額	, 261,569,700
(2) 貸倒れに係る税額	, , 189,000
(3) 納付すべき消費税額	, 41,901,300

(百円未満切捨て)

問2

(単位：円)

(1) P社の納付すべき消費税額	, 14,502,600
(2) S1社の納付すべき消費税額	, 18,207,000
(3) S2社の納付すべき消費税額	, , 882,000
(4) S3社の納付すべき消費税額	, , 617,400

(百円未満切捨て)